

医科点数表第2章第10 部手術の通則の5及び6(歯科点数表第2章第9部手術の通則4を含む。)に掲げる手術

(実績期間:2024年1月1日から12月31日)

・区分1に分類される手術

ア	頭蓋内腫瘍摘出術等	11 件
イ	黄斑下手術等	228 件
ウ	鼓室形成手術等	13 件
エ	肺悪性腫瘍手術等	104 件
オ	経皮的カテーテル心筋焼灼術, 肺静脈隔離術	200 件

・区分2に分類される手術

ア	靱帯断裂形成手術等	15 件
イ	水頭症手術等	2 件
ウ	鼻副鼻腔悪性腫瘍手術等	0 件
エ	尿道形成手術等	5 件
オ	角膜移植術	0 件
カ	肝切除術等	76 件
キ	子宮附属器悪性腫瘍手術等	12 件

・区分3に分類される手術

ア	上顎骨形成術等	3 件
イ	上顎骨悪性腫瘍手術等	13 件
ウ	バセドウ甲状腺全摘(亜全摘)術(両葉)	6 件
エ	母指化手術等	0 件
オ	内反足手術等	0 件
カ	食道切除再建術等	5 件
キ	同種死体腎移植術等	0 件

・区分4に分類される手術

678 件

・その他の区分に分類される手術

ア	人工関節置換術	45 件
イ	乳児外科施設基準対象手術	0 件
ウ	ペースメーカー移植術及びペースメーカー交換術	144 件
エ	冠動脈、大動脈バイパス移植術(人工心肺を使用しないものを含む。)及び体外循環を要する手術	82 件
オ	経皮的冠動脈形成術	
	急性心筋梗塞に対するもの	12 件
	不安定狭心症に対するもの	6 件
	その他のもの	30 件
	経皮的冠動脈粥腫切除術	0 件
	経皮的冠動脈ステント留置術	
	急性心筋梗塞に対するもの	90 件
	不安定狭心症に対するもの	29 件
	その他のもの	167 件